（国家公務員共済組合法の一部改正）

第七条　国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第四十条第十二項中「当該育児休業等に係る三歳に満たない子」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号、国会職員の育児休業等に関する法律第三条第一項、国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）又は裁判官の育児休業に関する法律第二条第一項に規定する子（第六十八条の二及び第七十五条の三において「子」という。）であつて、当該育児休業等に係る三歳に満たないもの」に改める。

第六十八条の三第二項中「開始の日から起算して三月」を「日数を通算して六十六日」に、「期間と」を「ものと」に改め、同条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「第十七条第四項第二号ロ」とあるのは、「第十七条第四項第二号ロ」と読み替えるものとする。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第八条　次項に定めるものを除き、前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十八条の三第二項の規定は、第一号施行日以後に開始された同条第一項に規定する介護休業に係る介護休業手当金について適用し、第一号施行日前に開始された前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第六十八条の三第一項に規定する介護休業に係る介護休業手当金については、なお従前の例による。

2　第一号施行日前に前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第六十八条の三第一項に規定する介護休業を開始した者であつて、第一号施行日において当該介護休業の開始の日から起算して三月を超えていないものに係る前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十八条の三第二項の規定の適用については、同項中「介護休業の日数」とあるのは、「介護休業の日数（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十号）附則第七条の規定の施行の日前の介護休業の日数を含む。）」とする。

（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九条　雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条第一項を削り、同条第二項中「育児・介護休業法」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改め、同項を同条とする。

附則第十七条第一項中「国又は」の下に「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する」を加える。

（児童福祉法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十条　児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条の次に次の一条を加える。

（国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正）

第十六条の二　次に掲げる法律の規定中「第六条の四第一項」を「第六条の四第二号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。

一　国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項

二　一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第六条第四項第一号

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十一月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第八十一号

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

第一条　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第七条の二ただし書中「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

別表第三俸給月額の欄中「五八五、〇〇〇円」を「五八五、四〇〇円」に、「五五四、三〇〇円」を「五五四、七〇〇円」に、「五二四、三〇〇円」を「五二四、七〇〇円」に、「四九二、七〇〇円」を「四九二、一〇〇円」に、「四六二、二〇〇円」を「四六二、六〇〇円」に、「四三四、八〇〇円」を「四三五、二〇〇円」に、「三九九、五〇〇円」を「三九九、九〇〇円」に、「三六一、〇〇〇円」を「三六一、四〇〇円」に、「三二五、二〇〇円」を「三二五、六〇〇円」に、「二九四、〇〇〇円」を「二九四、四〇〇円」に、「二七二、一〇〇円」を「二七二、五〇〇円」に、「二六二、八〇〇円」を「二六三、四〇〇円」に改める。

第二条　特別職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条の二ただし書中「百分の百五十」を「百分の百五十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

附　則

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2　第一条の規定（特別職の職員の給与に関する法律第七条の二ただし書の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の同法（次条において「改正後の給与法」という。）の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

（給与の内払）

第二条　改正後の給与法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与（特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百六号。以下この条において「平成二十六年改正法」という。）附則第四条の規定に基づいて支給された俸給を含む。）は、改正後の給与法の規定による給与（平成二十六年改正法附則第四条の規定による俸給を含む。）の内払とみなす。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

内閣総理大臣　安倍　晋三